数を四捨五入する。以下「診療所等密度」という。）と市町村立看護師等養成所生徒数に九八・三を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「市町村立看護師等養成所密度」という。）とする。

第九条第一項の表市町村の項第九号5中「平成三年度以降平成十一年度以前に」を「平成三年度から平成十一年度までの各年度において」に改め、同号6中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同号7中「一五七円」を「一五九円」に、「一七七円」を「一七二円」に改め、同号9中「感染症病床」を削り、「病床を除く。）の数に病床数の減少数として総務大臣が通知した数」を「病床（感染症病床を除く。）を除き、「繰出金等について」によって報告された前年の三月三十一日現在における当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「市町村公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営する病院の病床を含む。）の数に病床数の減少数として総務大臣が調査した数」に、「組合立の病院」を「組合立の病院（都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）」に改め、同号12中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同号13中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、「三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」の下に「及び平成二十一年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を加え、同号15中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同号16中「平成二十年度繰出基準」を「平成二十一年度繰出基準」に、「平成二十年度において」を「平成二十年度及び平成二十一年度において」に改め、同号17中「第二条」を「第二条第一項」に、「当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人」を「市町村公営企業型地方独立行政法人」に改め、同号18中「組合立の救急告示病院（都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する救急告示病院を含む。）」に改め、同号19中「一七二円」を「一七七円」に、「一七九円」を「一六三円」に改め、同号20中「15の(1)及び(2)の規定のすべてに該当する上水道事業」を「高料金対策上水道事業」に、「当該上水道事業」を「当該高料金対策上水道事業」に改め、同号25中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同号27中「0.522」を「0.568」に、「0.450」を「0.470」に、「1.69」を「1.70」に、「0.85」を「0.79」に、「0.80」を「0.75」に、「10,746」を「8,911」に、「9,274」を「7,364」に、「0.400」を「0.397」に、「0.744」を「0.655」に、「一般被保険者数(F)」を「被保険者数(F)」に、「平成20年」を「平成21年」に、「0.24」を「0.34」に、「0.07」を「0.08」に、「48×E」を「31×E」に、「0.03」を「0.04」に、「4,460」を「5,920」に、「10,746」を「12,716」に、「9,274」を「9,959」に、「0.55」を「0.50」に、「0.45」を「0.40」に、「1,722」を「1,842」に、「1,173.7」を「1,168.8」に、「(総務大臣が調査した実績給付費の額)－{(総務大臣が調査した基準給付費の額)と(179,000×一般被保険者数)との大きい方の数}」を「(総務大臣が調査した実績給付費の額×12／11)－{(総務大臣が調査した基準給付費の額×12／11)と(145,000×一般被保険者数)との大きい方の数}」に改め、「(老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。)」を削り、同号29中「ｎ－2度」を「ｎ－2年度」に改め、同項第十号1中「2,661」を「2,719」に、「6,451」を「6,901」に、「48,274」を「50,116」に、「61,655」を「63,450」に、「98,934」を「99,942」に改め、同項第十一号1中「0.195」を「0.174」に、「平成19年度」を「平成20年度」に、「平成21年度」を「平成22年度」に改め、同号3中「0.0271」を「0.0177」に、「0.0172」を「0.0113」に、「0.0025」を「0.0016」に改め、同号6中「82」を「77」に、「1,463」を「496」に、「85,300」を「94,200」に改め、同項第十三号1中「0.085」を「0.081」に改め、同項第十四号1中「33.168」を「30.455」に、「3,069.3」を「2,818.2」に、「396.0」を「363.6」に改め、同号2及び3を削り、同号4中「一、三三七」を「一、一四五」に改め、同号4を同号2とし、同条第五項中「〇・二八九」を「〇・二七一」に改め、同条第六項中「〇・二六三」を「〇・二五三」に改め、同条第七項中「〇・〇二六」を「〇・〇四一」に改め、同条第八項中「〇・〇五五」を「〇・〇六九」に改め、同条第十項中「〇・〇五二四」を「〇・〇五一二」に改め、同条第十一項中「三・二六五」を「三・四四四」に、「〇・二一二」を「〇・二〇五」に、「一・〇六〇」を「一・一九〇」に、「〇・一一九」を「〇・〇八三」に改め、同条第十二項中「三・二六五」を「三・四四九」に、「〇・二一二」を「〇・二〇三」に、「一・〇六〇」を「一・一九〇」に、「〇・一一九」を「〇・一〇七」に改め、同条第十三項中「〇・一四二」を「〇・一二八」に、「算式イに係る密度補正の密度から〇・一四七を控除した数」を「算式イ(1)に係る密度補正の密度から〇・一三六を控除した数と算式イ(2)に係る密度補正の密度から〇・〇一九を控除した数」に、「〇・〇二七」を「〇・〇二一」に、「〇・一七九」を「〇・一七二」に改め、同条第十四項中「〇・五八一」を「〇・五七二」に、「〇・三五六」を「〇・三二七」に、「〇・三五三」を「〇・三一九」に、「一・〇三八」を「一・〇五五」に、「〇・一八二」を「〇・一七一」に、「〇・〇九九」を「〇・〇九二」に、「算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇八九を控除した数」を「算式ウ(1)に係る密度補正の密度から〇・〇八四を控除した数と算式ウ(2)に係る密度補正の密度から〇・〇二一を控除した数と算式ウ(3)に係る密度補正の密度から〇・〇一二を控除した数」に、「〇・五五〇」を「〇・五一〇」に改め、同条第十五項中「〇・〇六一」を「〇・〇五七」に、「〇・一七〇」を「〇・一六三」に、「〇・〇一三」を「〇・〇一二」に、「〇・三三二」を「〇・三一八」に改め、同条第十六項中「〇・〇一〇二」を「〇・〇〇七九」に、「〇・一四三」を「〇・一二二」に、「〇・〇三二」を「〇・〇二五」に、「〇・二二一」を「〇・一七五」に改め、同条第十七項中「〇・八六〇」を「〇・八四七」に改め、同条第十八項中「〇・〇一九」を「〇・〇二〇」に、「三・〇七一」を「三・七六〇」に改め、同条第十九項中「〇・〇四九一」を「〇・〇四四」に改め、「得た率」の下に「（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を加え、「〇・〇二一五」を「〇・〇一四〇」に改め、同条第二十項中「算式に係る密度補正」を「密度補正Ⅰ」に、「〇・〇二一」を「〇・〇一九」に、「〇・〇二六七」を「〇・〇一七五」に、「得た率に一を加えた率とする。」を「得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度に一を加えた率とする。」に改め、同条第二十一項中「〇・二一一」を「〇・一九七」に改め、同条第二十四項中「及び密度補正Ⅱ係数」及び「及び密度補正Ⅱ係数」を削り、同条第二十五項中「密度補正Ⅰ係数、密度補正Ⅱ係数」を「密度補正Ⅰ係数」に改め、「、密度補正Ⅱ係数の密度」を削る。

第十条第九項中「一・五六六」を「一・四九二」に、「七・二三二」を「六・七六九五」に改め、同条第十項中「〇・六一四」を「〇・七三一」に改め、同条第十二項中「平成二十年」を「平成二十一年」に改め、同条第十八項中「に、市町村の種地がⅠの地域十種地や評点が一、〇〇〇点以上である市町村にあつては、一・四四五一を乗じて得た率とする。」を「とする。」に改め、同条第二十項中「0.2」を「0.1」に、「2,020」を「2.2」に、「0.4」を「0.1」に改める。

第十一条第一項第二号中「三五パーセントまで」を「三五パーセント」に、「三九パーセント」を「三四パーセント」に、「七〇パーセントまで」を「七〇パーセント」に、「三五パーセントまで」を「三五パーセント」に、「四五パーセントまで」を「四五パーセント」に改める。